

海浜公園複合遊具更新工事公募型プロポーザル実施要項

1 目 的

本要項は、海浜公園複合遊具更新工事を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名称 海浜公園複合遊具更新工事
- (2) 業務内容 別紙「海浜公園複合遊具更新工事仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 35,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (3) 参加申込提出時において、芦屋町から指名停止を受けていないこと。ただし、参加申込書提出後から契約締結までの間に、芦屋町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (6) 過去10年間、他自治体または公共施設において、同規模（契約金額3,000万円）以上の複合遊具の施工を実施した実績があること。
- (7) 法人の代表者または役員等が、芦屋町暴力団等排除条例（平成22年3月24日条例第4号）第3条第1項第2号から第5号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という。）に該当し、その経営に実質的に関与している者でないこと。
- (8) 法人の代表者又は役員等が、自己もしくは他人に対して、違法もしくは不当な利益を図る目的や不当な被害を加えるなどの目的をもって、暴力団等を利用する者でないこと。
- (9) 暴力団等と関係を持ちながら、資金等を提供するなどして暴力団等の維持運営に協力または関与していないこと。
- (10) （一社）日本公園施設業協会のSP及びSPL認定製品を設置できる者であること。

- (11) (一社) 日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者を配置できること。

4 企画提案スケジュール

日 程	事 項
令和8年 7月27日(月)	公募開始、募集要項等の配布開始
令和8年 8月 5日(水)	質問票の提出期限(17時まで)
令和8年 8月 5日(水)	参加申込書等提出期限(17時まで)
令和8年 8月 7日(金)	質問に対する回答期限
令和8年 8月21日(金)	企画提案書等提出期限(17時まで)
令和8年 8月 中旬	プレゼンテーション及び審査日時の通知
令和8年 9月 上旬	プレゼンテーション及び審査
令和8年 9月 上旬	選定結果の通知、仕様書の調整

5 質問の受付

- (1) 受付期間 令和8年8月5日(水) 17時まで
(2) 提出書類 質問票(様式1)
(3) 提出方法 電子メール
(4) 回 答 令和8年8月7日(金)までに、質問票を提出した事業者及び参加申込書を提出した全ての事業者質問者を伏せた状態で一覧表にまとめ、電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、この要項と同等の効力を有するものとする。

6 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年8月5日(水) 17時まで
(2) 提出書類

書 類	部 数	備 考
①参加申込書(様式2)	7部	・原本は1部、他はコピー可
②会社概要(任意様式)	7部	
③業務実績書(様式3)	7部	・業務実績は、過去10年間、他自治体または公共施設において、同規模(契約金額3,000万円)以上の複合遊具の施工を実施した実績
④同意書(様式4)	1部	
⑤役員等名簿(別添1)	1部	
⑥納税証明書	各1部	・法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税に滞納がないことが証明(直近1年分)できる書類 ※納税証明書は、法人の主たる事務所に係る原本をご提出ください。

⑦その他	各 1 部	『3. 参加資格要件、(10)、(11)に該当することが証明できる書類
------	-------	-------------------------------------

(3) 提出方法 郵送または持参。郵送の場合は必着のこと。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年8月21日(金) 17時まで

(2) 提出書類

書 類	部 数	備 考
①企画提案書(任意様式:A4サイズ)	7 部	『8. 審査方法、(4)評価基準』の①～⑧の項目の順番で提案書を作成すること。
②配置計画図(設置場所)	7 部	サイズは問わないが、A4サイズに折りたたむこと。②配置計画図は、仕様書における芦屋町海浜公園配置図(資料2)を用いて作成すること。
③概要図(完成予想図)	7 部	
④構造図(各パースの内容がわかるもの)	7 部	
⑤工事費内訳書(様式5)	7 部	既存遊具の撤去、既存機能の更新部分及び提案部分の各費用がわかるように記載すること。原本は1部、他はコピー可。

(3) 提出方法 郵送または持参。郵送の場合は必着のこと。

(4) 参加辞退 参加申込書を提出した事業者が応募を辞退する場合は、辞退の理由を記した辞退届(任意様式)を提出すること。

8 審査方法

(1) 選定機関の設置

事業者の選定にあたり、「海浜公園複合遊具更新工事事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーション及び審査により、選定委員会において事業者に順位をつけて優先交渉権者を決定する。

①選定結果は、プロポーザルに参加した事業者全員に対して郵送にて通知し、ホームページでも公表する。また、プレゼンテーション及び審査を受けた事業者については、事業者名を順位とともに公表する。

②選定委員会については非公開とし、審査内容については一切公表しない。

③企画提案書の提出が1事業者であっても、申請内容が参加資格に適合する場合、審査を実施し、選定の可否を決定する。

④審査の結果、適切な事業者がいなときは、候補者なしとする場合がある。

⑤参加資格に適合する申請事業者が4事業者以上の場合、1次審査として業務実績書等に基づき書類審査を実施した後、2次審査としてプレゼンテーション及び審査を行う場合がある。

(3) プレゼンテーション及び審査

①開催日程

令和8年9月上旬

②開催場所

芦屋町役場本庁舎会議室 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

※開催日時及び詳細については、電子メール及び郵送にて通知する。

③プレゼンテーションの時間

プレゼンテーションの時間は1事業者あたり、20分以内とし、終了後に審査員からの質疑応答時間を設ける。

④プレゼンテーションの方法

○各事業者のプレゼンテーション出席者は、3名以内とする。

○企画提案書に沿ったプレゼンテーションを基本とする。

○プレゼンテーションの方法について、特に指定はしない。ただし、次に掲げるもの以外に必要な機器は事業者において準備すること。

電源、スクリーン、プロジェクター（エプソン製）、ディスプレイケーブル（VGA端子15pin、長さ10m）、ホワイトボード（黒・赤マーカー含む）、机、いす、マイク（1本）

○企画提案書とは別にプレゼンテーション用の資料がある場合は、当日7部を持参すること。

⑤注意事項

プレゼンテーション開始時刻の20分前には受付を済ませ、控室で待機すること。なお、開始時刻は質疑の内容等により前後する場合がある。

（4）評価基準

評価基準は下記のとおりとする。

評価基準		配点
①既存遊具との適合性・補完性	既存遊具の機能や対象年齢、配置バランスを考慮し、公園全体の魅力及び利用価値の向上につながる提案となっているか。	10
②利用者の興味喚起	利用者の興味・関心を高め、何度も利用したくなる施設の提案となっているか。	10
③成長を育む遊具	様々な遊びの形態（くぐる、すべる、のぼる、のぞく等）の提供がなされ、子どもたちの五感や好奇心を刺激する遊具の構成や配置バランスとなっているか。	10
④保護者への配慮	子どもの様子を安心して見守ることができ、必要な時には手助けができるよう視認性が高く、保護者の導線等の配慮がなされているか。	10
⑤遊具の安全性	遊具の安全基準や夏場のやけど対策などが講じられているか。	10

⑥維持管理の容易さ	日常の点検や部品交換が容易に行うことができる等維持管理のしやすい提案となっているか。	10
⑦ランニングコストの縮減	耐久性の高い材料の使用を用いる等ランニングコストが縮減できる提案となっているか。	10
⑧独自の提案	遊具整備に関して、独自の発想により更なる魅力向上を図るなどの提案となっているか。	10
⑨理解度	本工事の趣旨を理解し、仕様書に沿った提案となっているか。	10
⑩工事費等	工事費は適正であるか。	10

9 契約

選定した優先交渉権者と協議のうえ、企画提案内容等を反映した仕様書に基づき、契約を締結する。

優先交渉権者が本プロポーザル終了後に辞退した場合、または参加資格に該当しないと認められた場合並びに優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権を与える。

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案事業者は、複数の企画提案書の提出はできない。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の変更、差替えまたは再提出は認めない。
また、提出期限後の企画提案書等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 本業務の全部または主要部分を第三者に委託することはできない。
- (4) 企画提案書の策定、プレゼンテーション参加に要する一切の経費等は、全て企画提案事業者の負担とする。
- (5) 企画提案書の著作権は各企画提案事業者に帰属する。ただし、芦屋町が候補者の選定結果の公表等に必要な場合には、企画提案書の内容を使用できることとする。
- (6) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合や、本要項（提出期限や提出方法等）を満たさない場合、見積価格が提案上限額を超えた提案が行われた場合は、失格とする。

11 問い合わせ先及び提出先

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町役場 産業観光課 商工観光係（入江・岡村）

電話番号：093-223-3542（直通）

ファックス番号：093-223-3927（代表）

電子メールアドレス：kanko@town.ashiya.lg.jp